

# 富田林市営住宅入居申込みのしおり (令和6年度 第1回)

今回の募集は、市営錦織住宅（一般募集・福祉募集）、市営甲田住宅（一般募集）、市営若松団地（一般募集・一般募集（事故住宅）・福祉募集）の空き住宅の入居募集です。

## 募集期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月15日（月）

## 申込み方法

- 申込書等は指定の封筒で郵送して下さい。
- 募集期間中の郵便局の消印があるものを有効とします。  
※ご注意 申込み締切日に投函された場合、時間帯により翌日消印となる場合がありますのでご注意ください。

## 申込書の配布

- 配布期間  
令和6年4月1日（月）～令和6年4月15日（月）  
午前9：00から午後5：30まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。
- 配布場所  
市営住宅管理センター、市役所4階住宅政策課、金剛連絡所、  
多文化共生・人権プラザ、南河内府民センター

## 抽選（公開）

- 令和6年5月15日（水）午後2：00から多文化共生・人権プラザ会議室
- 抽選番号の通知は、令和6年5月2日（木）頃に発送いたします。

富田林市営住宅管理センター  
(指定管理者：日本管財株式会社)  
TEL：0721-26-8507

## 目 次

1. 今回募集する住宅 …………… P 1～2
2. 市営住宅への入居を希望される方へ …………… P 3
3. 申込み資格 …………… P 3～6
4. 申込みの無効・失格・注意事項について …………… P 6
- ★. 裁量世帯について …………… P 7
5. 申込みから入居まで …………… P 8～9
6. 月収額の計算のしかた …………… P 10～11
  - ・その1（給与所得者の場合）…………… P 12～13
  - ・その2（日雇労働者の場合）…………… P 14
  - ・その3（その他所得者の場合）…………… P 15
  - ・その4（年金所得者の場合）…………… P 16～17
7. 月収計算例 …………… P 18～21
8. 控除額について …………… P 21～22
9. 源泉徴収票及び所得税確定申告書の見方 …………… P 23
10. 市営住宅の位置図及び間取り例 …………… P 24～37
11. 応募割れ住宅の募集について …………… P 38
12. 注意事項 …………… P 39
13. 市営住宅管理センター等案内図 …………… P 40

# 1. 今回募集する住宅

今回募集する住宅は、錦織住宅、甲田住宅及び若松団地の空き住宅です。(令和6年7月中旬入居予定)

## 募集住宅一覧

### 一般募集

申込区分	入居人数	住宅名	棟号	募集戸数	浴室	浴槽	住戸形式	構造
01	2人以上	錦織住宅 (公営住宅)	1棟208号	1戸	有	有	3DK (開き戸タイプ)	高層一部中層RC造EV有(H10築)
02	2人以上	甲田住宅 (公営住宅)	2棟306号	1戸	有	無	3DK (開き戸タイプ)	中層RC造(H5築)
03	2人以上	若松第1住宅 (更新住宅)	206号	1戸	有	有	3DK (引き戸タイプ)	中層RC造(H17築)
04	2人以上	若松第3住宅 (公営住宅)	410号	1戸	有	有	2DK (引き戸タイプ)	高層RC造EV有(H28築)
05	2人以上	若松第3住宅 (公営住宅)	604号	1戸	有	有	3DK (引き戸タイプ)	高層RC造EV有(H28築)
06	2人以上 ※高齢者等の の単身可	若松第4住宅 (改良住宅)	210号	1戸	有	有	2DK (開き戸タイプ)	中層RC造(S43築)
07	2人以上	若松第5住宅 (公営住宅)	101号	1戸	有	有	2DK (引き戸タイプ)	高層一部中層RC造EV有(R1築)
08	2人以上	若松第5住宅 (公営住宅)	1010号	1戸	有	有	2DK (開き戸タイプ)	高層一部中層RC造EV有(R1築)

※ 申込区分06は、高齢者等の単身入居可能です。(詳しくは、5ページをご覧ください。)

### 一般募集(事故住宅)

申込区分	入居人数	住宅名	棟号	募集戸数	浴室	浴槽	住戸形式	構造
09	2人以上	若松第5住宅 (公営住宅)	309号	1戸	有	有	2DK (開き戸タイプ)	高層一部中層RC造EV有(R1築)

※ 前入居者のときに住戸内で孤独死などの人身事故が発生した住宅(事故住宅)です。次の入居者が入居するまでに修繕を行い、使用については、他の住宅と変わりません。  
 なお、事故等(病死、自殺、死亡事故等)の具体的な状況については、お答えできません。  
 入居にあたっては、「事故住宅であることを承知して入居する」旨の同意書を提出していただきます。  
 また、入居後は、いかなることがありましても、事故住宅であることを理由に他の住宅へのあっせんを受けることができませんので、ご承知おきください。

### 福祉募集【高齢者世帯・障がい者世帯・ひとり親世帯】

申込区分	入居人数	住宅名	棟号	募集戸数	浴室	浴槽	住戸形式	構造
10	2人以上	錦織住宅 (公営住宅)	1棟606号	1戸	有	有	2DK (開き戸タイプ)	高層一部中層RC造EV有(H10築)
11	2人以上	若松第3住宅 (公営住宅)	511号	1戸	有	有	2DK (引き戸タイプ)	高層RC造EV有(H28築)

※ 高齢者世帯・障がい者世帯・ひとり親世帯について、詳しくは、4ページをご覧ください。

※ 高齢者・障がい者向けに対応した設備改善は行っておりません。あらかじめご了承ください。

### 住宅の所在地等

住宅名	所在地	交通機関	学校通学区域	
			小学校	中学校
市営錦織住宅	富田林市錦織南二丁目10番	近鉄長野線滝谷不動駅 下車徒歩約20分	市立錦郡小学校	市立第二中学校
市営甲田住宅	富田林市甲田三丁目14番	近鉄長野線川西駅 下車徒歩約7分	市立川西小学校	市立第二中学校
市営若松団地	富田林市若松町一丁目	近鉄長野線富田林駅 下車徒歩約5~15分	市立新堂小学校	市立第一中学校

## 家賃について（予定）

今回の募集は、市営住宅の空き住宅の入居募集で令和7年3月までの家賃です。

申込区分	住戸形式	家賃	
		一般世帯	★裁量世帯（7ページ参照）
		月収額 158,000円以下	月収額 公営住宅（錦織・甲田・若松第3・若松第5） 158,001円以上 259,000円以下 改良（更新）住宅（若松第1・若松第4） 158,000円以下
01	3DK	28,100～41,800円程度	47,800～64,600円程度
02	3DK	21,800～32,400円程度	37,100～50,100円程度
03	3DK	29,000～43,200円程度	29,000～43,200円程度
04	2DK	23,200～34,500円程度	39,400～53,200円程度
05	3DK	26,500～39,500円程度	45,100～60,900円程度
06	2DK	10,700～15,900円程度	10,700～15,900円程度
07	2DK	23,400～34,800円程度	39,800～53,700円程度
08	2DK	23,400～34,800円程度	39,800～53,700円程度
09	2DK	23,400～34,800円程度	39,800～53,700円程度
10	2DK	22,300～33,300円程度	38,000～51,400円程度
11	2DK	23,200～34,500円程度	39,400～53,200円程度

## その他

- ◆ 重複申込みはできません。
- ◆ 家賃の他に共益費が必要になります。
- ※ 家賃は基本的に毎年度、入居者からの申告に基づく収入及び住宅の立地条件・規模・経過年数・利便性に応じて決定することになっています。従って毎年度、家賃の額が変動することが予想されますのであらかじめご了承下さい。
- ※ 市営錦織住宅・市営若松団地は都市ガス、市営甲田住宅はプロパン（LP）ガスです。
- ※ 市営錦織住宅は現在、駐車場の空きがありません。
- ※ 市営住宅の空室を地域コミュニティの活性化及び地域住民への生活支援サービスの提供等を実施する団体に提供し、子育て支援拠点や高齢者等の交流活動拠点といった住宅以外の用途として活用することもあるため、申込みされる住宅でも同様の活用を行う場合があります。

## 2. 市営住宅への入居を希望される方へ

市営住宅は、住宅に困っている低所得者の方々のために建てられたものです。入居された場合は、快適な共同生活を営めるようお互いの生活を尊重しあい、入居上の決まりを守る努力をして下さるようお願いします。

市営住宅の申し込みをされる場合は、他の民間住宅とは異なり公営住宅法、条例などにに基づき収入基準をはじめいろいろな規制がありますので、この「申込みのしおり」をよくお読みになった上で申し込んで下さい。

### ご注意

- 敷金は、入居時の家賃の3ヵ月分です。
- 各種施設にかかる光熱水費や維持運営費を、共益費として徴収します。
- 入居されますと、毎年度ご家族の収入を必ず報告していただきます。
- 入居後、一定期間を経過し、基準を超える収入がある方については、収入超過者、または高額所得者の認定を行います。

収入超過者は、住宅の明け渡し努力義務が生じます。また、高額所得者の認定を受けた場合は、住宅の明け渡し請求を受けることがあります。

### 馬駐車場（有料）について

市営住宅駐車場は、新たに入居される方が、ただちに利用できるスペースには限りがあります。従って、入居後、車を利用される方は、必要に応じてご自分で団地外の保管場所を確保していただく場合があります。

- 住宅内空き地又は周辺道路等には駐車できません。また、社用車の持帰りは絶対しないで下さい。

## 3. 申込み資格

市営住宅に応募される方は、次の①～⑥の条件（福祉募集については、①～⑦の条件）を満たさなければ申し込むことができません。（ただし、一部の住宅は、②～⑥の条件を満たし、5～6ページの①～⑪のいずれかに該当する場合、単身者（高齢者等）も申し込むことができます。）なお、申込み資格に関する基準は、特に定めのある場合を除き、令和6年3月31日とします。

### ① 同居または同居しようとする親族がある世帯

- 内縁関係にある方、パートナー関係にある方や婚約者のある方も申し込めます。ただし、内縁関係の方は、その関係が住民票で確認できる場合、パートナー関係の方は、その関係が富田林市などで交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証などで確認できる場合に限ります。

### ② 現在住宅に困っておられる方

- 持ち家のある方は、原則として申し込むことはできません。

ただし、市営住宅入居期日までに、申込者及び市営住宅に入居しようとする者以外に所有権を移転されるなど、処分を予定している場合は、申し込むことができます。なお、現在富田林市

営住宅にお住まいの世帯につきましては、現在住宅に困っておられない世帯として、次の場合を除いて、富田林市営住宅の申し込みはできません。

1. 婚姻により今後新たに独立した生計を営む者や離婚により住宅に困窮する者
2. 浴室スペース又は浴室のない住宅に居住している世帯（現在の世帯全員での申し込み）

### ③ 富田林市内に住んでいるか、勤務をしている方

- 申込者本人が主に独立の生計を営んでおり、富田林市内に住民登録（外国人住民の方も含む）しているか、富田林市内に職場がある方

### ④ 収入基準に合う方

- 申込み家族全員（申込者と同居する者）の収入をあわせた月収額が 158,000 円以下の方
- ※ 上記の月収額は、実際の収入額ではありません。1年間の家族全員の所得を規定の方法（10～17ページ）で計算したものです。

また、7ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は公営住宅については計算後の月収額が 158,000 円を超え、259,000 円以下の方でも申し込みできます。

※ 改良（更新）住宅は住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準の額が違いますのでご注意ください。

### ⑤ 過去において

- 過去に市営住宅に入居していた方については、不正な使用（不正入居・無断退去・滞納など）をしていなかったこと。
  - 過去に市営住宅に入居していた方については、退去した後において改めて市営住宅に応募する場合は、退去届の日から市営住宅募集の初日の前日まで1年以上経過していること。
  - 過去に市営住宅の募集において応募し、入居資格審査合格後において辞退した方については、市営住宅に応募する場合は、辞退した日から募集の初日の前日まで1年以上経過していること。
- ※ 詳しくは市営住宅管理センターへお問い合わせ下さい。

### ⑥ 暴力団員でない方

- 申請者本人及び、同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でない方。

### ⑦ 福祉募集については、高齢者世帯、障がい者世帯またはひとり親世帯のいずれかであること

- 高齢者世帯

申込みをしようとする世帯が次の(1)～(2)のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (1) 入居しようとする方が60歳以上の方であって、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含む。）と同居又は同居しようとする方。
- (2) 入居しようとする方が60歳以上の方であって、60歳以上若しくは18歳未満の親族と同居又は同居しようとする方。

(注) 年齢については、募集期間末日現在の満年齢です。

●障がい者世帯

申込みをしようとする方又は同居者が次の(1)～(5)のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (1) 身体障がい者福祉法に規定する身体障がい者手帳の交付を受け、その程度が1級から4級までの方
- (2) 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受け、その程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である方
- (3) 子ども家庭センター又は大阪府障がい者自立相談支援センターの長より、知的障がいの程度がA又はB1と判定された方
- (4) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けその程度が1級又は2級の方
- (5) 前号に規定する精神障がいの程度に相当すると、精神科医から診断された方

●ひとり親世帯

申込みをしようとする方が20歳未満の児童を扶養する世帯であって、次の(1)～(5)のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (1) 配偶者と死別又は離婚した方で、現に婚姻をしていない方
- (2) 婚姻によらないで父又は母となった方で、現に婚姻をしていない方
- (3) 配偶者から1年以上遺棄されている方
- (4) 配偶者の生死が1年以上明らかでない方
- (5) 配偶者の暴力等により婚姻関係が事実上破綻しており、ひとり親世帯に準じる状況にある世帯

(注) 年齢については、募集期間末日現在の満年齢です。

※ 単身者（高齢者等）は次の要件を満たす方に限ります。

一人暮らしができる方で、次の①～⑩のいずれかに該当し、かつ、3. 申込み資格（②～⑥）を有する方

(注) 年齢については、募集期間末日現在の満年齢です。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 年齢が60歳以上</li><li>② 身体障がい者 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級～4級までの方</li><li>③ 戦傷病者 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症～第6項症までと第1款症の方（戦傷病者である精神障がい者及び知的障がい者についても申込可能です。）</li><li>④ 原子爆弾被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の承認を受けている方</li><li>⑤ 生活保護を受けている方</li><li>⑥ ハンセン病療養所入所者等 平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方</li><li>⑦ 精神障がい者 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までの方</li><li>⑧ 知的障がい者 障がいの程度が精神障がい者に係る程度に相当する方</li></ol> |
|---|

- ⑨ DV被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、次のア又はイのいずれかに該当する方
- ア 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による婦人相談所の一時保護又は同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による婦人保護施設の保護若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項本文の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
- イ 配偶者暴力防止法第10条第1項又は同法第10条の2（同法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行っており、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- ⑩ 海外からの引揚者 海外からの引揚者であることの証明書（厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書）の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑪ 18歳以上の単身者であって、現に就労し、かつ独立した生計を営む事ができる方

## 4. 申込みの無効・失格・注意事項について

### 申込みの無効・失格

**次のような場合、申込みを無効とします。受付けた後当選しても失格となります。**

- ① 申込書に不正の記載があったとき。
- ② 申込区分など必要事項が記載されていないとき。
- ③ 入居申込資格がないとき
- ④ 友人等の寄合世帯や家族を不自然に分割して申し込むことは、原則としてできません。
  - （例1）夫婦どちらか一方のみによる申込み。
  - （例2）兄弟姉妹（両親死亡の場合を除く）で申込み。
  - （例3）今回入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれている場合の申込み。
  - （例4）祖父母と扶養関係のない孫との申込み。
  - （例5）おじ・甥・いとこ等との申込み。
- ⑤ 申込書に記載した方全員が同時に入居できないとき。

申込み後、同居親族に変更（死亡・出生の場合は再審査を行います。）があったときは、入居できません。婚約者が変わったときも同じです。
- ⑥ 重複申込みをしたとき。

1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とする）で2通以上の申込みをしたときは失格となります。また、申込者又は同居者として申込書に記載のある方は、他の世帯で申し込むことはできません。
- ⑦ 当選後指定された期日までに、審査必要書類の提出がないとき。

### 注 意 事 項

39ページ参照



## ★ 裁量世帯について

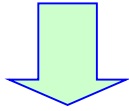
次のア～コに該当する世帯の方は、公営住宅については計算後の月収額が158,000円を超え、259,000円以下の方でも、申し込みできます。

対 象 世 帯	世 帯 要 件
ア 身体障がい者世帯	申込み本人又は同居者に、身体障がい者手帳1級から4級までの交付を受けた方がいる世帯
イ 精神障がい者世帯	申込本人又は同居者に、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けた方、又は現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、同程度の障がいがあると診断された方がいる世帯
ウ 知的障がい者世帯	申込本人又は同居者に、子ども家庭センター又は知的障がい者サポートセンターの長により、知的障がいの程度がA又はB1と判断された方がいる世帯
エ 60歳以上の世帯	申込本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である世帯。 なお、年齢については、募集期間の末日現在での満年齢を言います。
オ 戦傷病者世帯	申込本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯
カ 原子爆弾被爆者世帯	申込本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている方がいる世帯
キ 海外からの引揚者世帯	申込本人又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
ク ハンセン病療養所入所者等	申込本人又は同居者に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
ケ 中学校修了前の子供がいる世帯	同居者に募集期間末日現在において中学校修了前の子供がいる世帯
コ 新婚世帯	入居者及びその配偶者が募集期間末日現在において満40歳未満で、 ①婚姻届出が3年以内の世帯もしくは ②申込日現在婚約中で市の指定する入居期日までに結婚している世帯

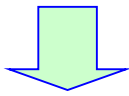
## 5. 申込みから入居まで

### 申込書を郵送

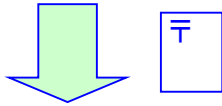
令和6年4月1日(月)～令和6年4月15日(月)まで



### 申込書の受付



### 抽選番号のお知らせ



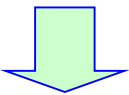
### 公開抽選会

とき:令和6年5月15日(水)

午後2時00分から

ところ:多文化共生・人権プラザ

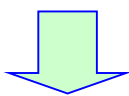
会議室



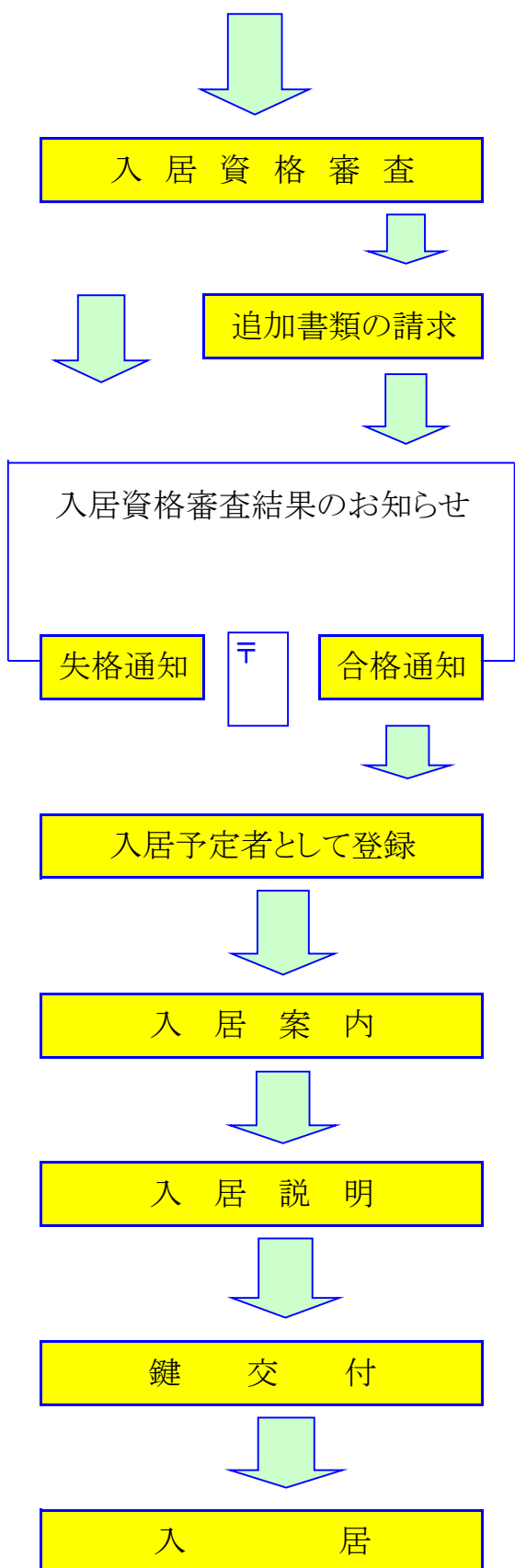
### 抽選結果のお知らせ

落選通知

当選通知＋  
入居資格審査のご案内



- 申込みは、1世帯につき1通に限ります。
- 指定の封筒と申込書をご使用ください。
- 必要な事項が記入されていない申込書は、返送させていただきます場合があります。  
記入もれがないようご注意ください。
- 消印の日付や申込書の記載状況を確認します。
- 令和6年4月15日までの郵便局の消印のあるものが有効です。  
(申込締切日に投函される場合、時間帯によっては翌日の消印となる場合がありますので特にご注意ください。)
- 申込書付随のハガキを使用してお知らせします。
- ハガキの発送は、令和6年5月2日頃の予定です。
- 応募された方は公開抽選会に参加していただけます。
- 必ずしも参加する必要はありません。
- ⑩電話での当落に関するお問い合わせにはお答えできません。
- ⑩抽選結果は市営住宅管理センターウェブサイトでも令和6年5月17日以降にお知らせする予定です。
- 抽選結果は、当日(午後5時から)市営住宅管理センター、市役所4階の住宅政策課前に掲示します。
- 抽選結果は、当選・落選にかかわらず、お知らせします。
- 抽選結果のハガキは、令和6年5月22日頃に発送する予定です。
- 当選者(入居資格審査対象者)には、入居資格を確認するために必要な書類の提出についてのご案内を一緒にお送りします。
- 抽選の結果、応募割れとなった住宅の募集については、38ページをご覧ください。



○令和6年6月中旬頃、市営住宅管理センターへ必要書類をご持参いただきます。

○提出いただいた書類で確認できない事項があるときはさらに書類の提出をお願いします。

○入居資格が確認できない方は、失格となりますので、市営住宅に入居できません。

○入居資格審査に合格されて初めて入居予定者となります。

○入居のあっせんが決まりましたら、入居案内を郵送します。

○指定の日時、場所で行入居に関する手続きをします。  
○敷金は家賃の3ヵ月分です。

○入居手続きを完了された方に鍵をお渡しします。

○入居手続き完了後、2週間以内に入居していただきます。

入居後の家族全員の住民票を提出してください。

## 6. 月収額の計算のしかた

月収計算をする前に次のことを確かめてください。

- (1) あなたの同居又は同居しようとする親族と扶養親族の数は？
- (2) あなたの総収入金額又は総所得金額は？
- (3) あなたの世帯の収入が基準にあっていますか？

(1) 同居親族、扶養親族とは？

入居しようとする親族（本人を除く）および、入居しない遠隔地扶養親族のことをいいます。（家族を不自然に分割又は合併した場合には申込みできません。）

(2) あなたの総収入金額又は総所得金額がいくらであるか調べましょう。

あなたは、給与所得者ですか？年金所得者ですか？その他の所得（事業所得者等）ですか？

### 給与所得者とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。  
たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。  
給与所得者でいう総収入額とは給与所得控除する前のものでボーナス、手当などを含んだ金額です。（ただし非課税所得は含みません。）

### 年金所得者とは

厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。  
たとえば、老齢年金、退職年金をいいます。  
その他、法律により非課税とされている各種年金（障がい、遺族年金、福祉年金等）については、所得は0円として下さい。

### その他所得者とは

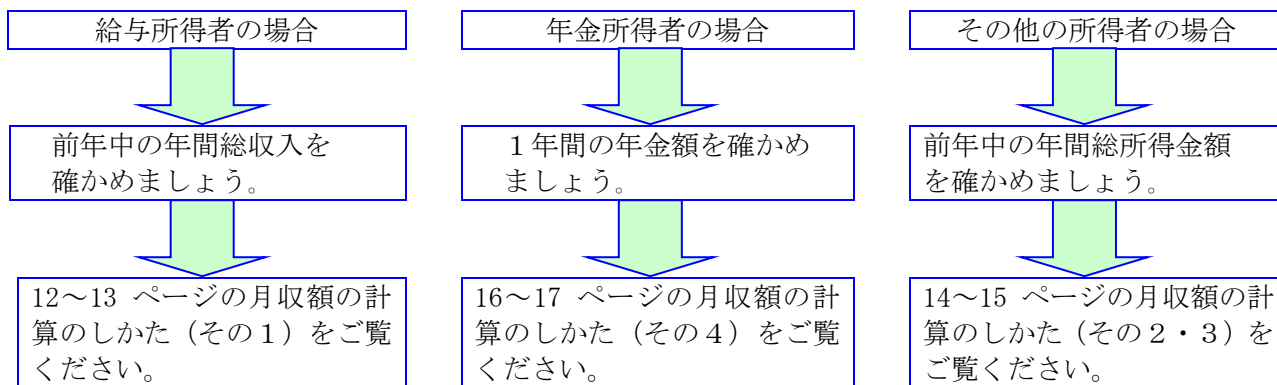
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。  
たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。  
これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめて下さい。

### 注意事項

- ①所得としないもの…生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金（遺族年金等）などの非課税所得については所得0円で計算してください。
- ②退職予定の場合…申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職する人で、**以後無職、無収入**になる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円で計算してください。
- ③勤務することが確実な方の場合…勤務開始後、まる1ヶ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居できません。
- ④休職中の場合…募集期間末日時点で職の決まっていな方は、収入を0円として計算してください。
- ⑤無職無収入の場合…高齢や身体に障がいがあるなどの理由により、就労が困難な方は、無職無収入（収入は0円）で申し込んで下さい。
- ⑥妊娠中で申込む場合…妊娠中で申込む場合は、募集期間末日において出生していなければ控除などの人数には含みません。

※次のものについては、所得金額に含みません。

- ・遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病者年金、障害者年金。
- ・雇用保険、労働災害保険金、労働基準法にもとづく休業補償費。
- ・短期譲渡所得、長期譲渡所得、退職金等の一時所得。
- ・生活保護の扶助料、公害認定患者の障がい補償費、児童扶養手当等政令などにより非課税とされているもの。



(3) あなたの世帯の収入が収入基準にあっているか収入基準表で確かめましょう。

### 収入基準表（早見表）の見方

収入基準表は、収入のある方が1人と仮定し、同居及び扶養親族控除のみを考慮して計算したものです。

他の各種控除がありますので12～17ページを参考に基準に合うか確かめてください。

特に、2人以上の方に収入がある場合には、18～20ページを参考に必ず計算してください。

### 収入基準表（早見表）

	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得者の場合	2,967,999円 (4,563,999円) 以下	3,511,999円 (5,035,999円) 以下	3,995,999円 (5,511,999円) 以下	4,471,999円 (5,987,999円) 以下	4,947,999円 (6,463,999円) 以下
その他所得者の場合	1,896,000円 (3,108,000円) 以下	2,276,000円 (3,488,000円) 以下	2,656,000円 (3,868,000円) 以下	3,036,000円 (4,248,000円) 以下	3,416,000円 (4,628,000円) 以下
年金所得者の場合 (65才未満)	3,028,015円 (4,580,014円) 以下	3,534,682円 (5,027,072円) 以下	4,041,349円 (5,474,131円) 以下	4,495,308円 (5,921,190円) 以下	4,942,367円 (6,368,249円) 以下
年金所得者の場合 (65才以上)	3,096,011円 (4,580,014円) 以下	3,534,682円 (5,027,072円) 以下	4,041,349円 (5,474,131円) 以下	4,495,308円 (5,921,190円) 以下	4,942,367円 (6,368,249円) 以下

※（ ）は裁量世帯の金額です。7ページを参照してください。

（特別控除は含んでいません。）

（注）収入がこの表の金額を超える方は、市営住宅に申し込むことができませんので大阪府特定公共賃貸住宅、公社住宅、UR賃貸住宅をご検討ください。電話番号は次のとおりです。

- ・ 特定公共賃貸住宅 日本管財 株式会社 072 (930) 1090  
(富田林市内の特定公共賃貸住宅を所管する指定管理者)
- ・ 公社住宅 大阪府住宅供給公社 06 (6203) 5454
- ・ UR賃貸住宅 UR賃貸ショップ金剛駅 072 (360) 2530

※電話をおかけになる時は間違い電話のないようによく確認してください。

# 月収額の計算のしかた（その1）

## 給与所得者の場合は

このページで月収額を計算してみましょう。

年間 総 収 入 の 計 算	あなたが仕事を始めた時期	計 算 の し か た
	①現在の勤務先に前年 1月1日以前から引き続き 勤務をしている方	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄) [23ページ参照]
	②現在の勤務先に前年 1月2日以後に就職し 現在まで1年以上勤務 している方	勤務した翌月から12ヵ月間の総収入金額
	③現在の勤務先に就職し てから、まだ1年にな らない方	勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額 をもとに次により計算した推定金額 総収入金額－賞与  ×12÷賞与 勤務した翌月から申込み月の前月までの月数  =1年間の推定総収入金額
④現在の勤務先に勤めて まだ1ヵ月分の給料を 受けていない方	雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヵ月分の 給与を12倍した年間の推定総収入金額	

※1年のうち病気、欠勤などのため、収入が著しく減少した月の収入は、これを除いたうえ、上表③の計算のしかたで計算してください。

※雇用されることが確実な方は、④により計算してください。

この金額を申込書に  
書き込んでください。

年間総収入金額  
円

年間総収入金額  
円

### 総収入金額から、年間給与所得金額を計算する方法

年 間 総 収 入 金 額	年 間 給 与 所 得 金 額	
551,000円未満	年間給与所得=0	
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額－550,000円＝年間給与所得	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得＝1,069,000円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得＝1,070,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得＝1,072,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得＝1,074,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4,000で割り、その答え	A×0.6+100,000円＝年間給与所得
1,800,000円以上 3,600,000円未満	の1円未満を切捨てた後4,000を掛け戻し、	A×0.7-80,000円＝年間給与所得
3,600,000円以上 6,600,000円未満	出た金額を右のAにあてはめてください。	A×0.8-440,000円＝年間給与所得
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,100,000円＝年間給与所得	
8,500,000円以上	年間総収入金額-1,950,000円＝年間給与所得	

年間給与所得金額  
円

年間給与所得金額  
円

年間給与所得の合計金額

年間給与所得金額から、次の該当する控除額を必ず差し引いてください。

控除の種類と金額	控除額
①同居及び扶養親族控除 〔入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族〕 1人につき <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">38万円</span> × 人	円
②寡婦(夫)控除 〔寡婦(夫)であって所得のある人〕 1人につき <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">最高27万円</span> × 人	円
③ひとり親控除 〔ひとり親であって所得のある人〕 1人につき <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">最高35万円</span> × 人	円
④老人控除対象配偶者控除 ⑤老人扶養控除 〔控除対象配偶者又は、扶養親族が70歳以上である場合〕 1人につき <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10万円</span> × 人	円
⑥扶養親族控除 〔扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合〕 1人につき <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25万円</span> × 人	円
⑦障がい者控除 〔障がい者がいる場合〕 1人につき <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27万円</span> × 人	円
⑧特別障がい者控除 〔特別障がい者がいる場合〕 1人につき <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">40万円</span> × 人	円
	控除額の合計額 円



あなたの申込家族の月収額が次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。この収入基準にあてはまらないときは申し込むことができません。

申込み家族の計算後の月額額	
注意事項	158,000円以下の方 ※7ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が158,000円を超え、259,000円以下の方でも申し込むことができます。

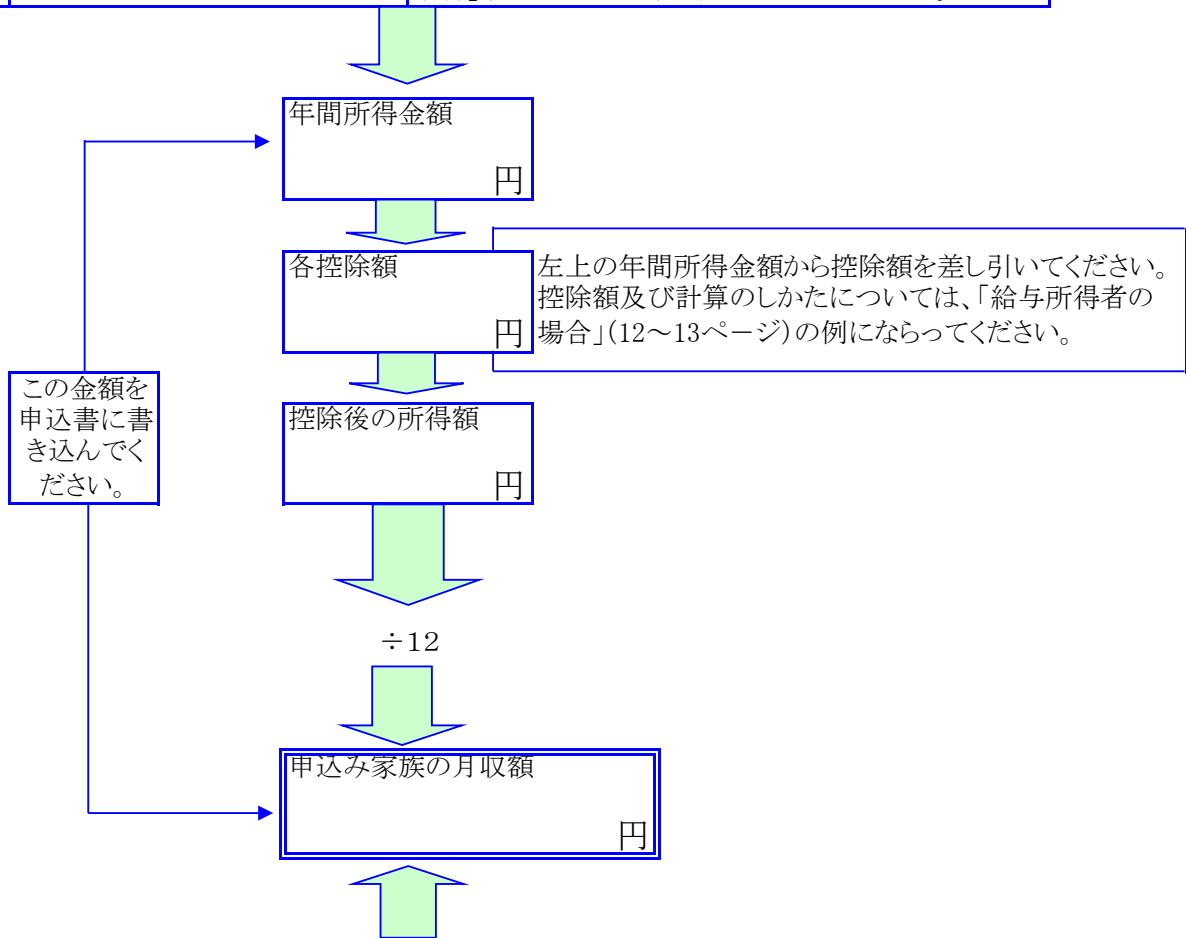
## 月収額の計算のしかた（その2）

### 日雇労働者などの方は

このページで月収額を計算してみましょう。

給与所得者として賃金をもらっている日雇の方は、12～13ページの「給与所得者の場合は」により計算してください。その他の所得として所得申告の際に、税務署に自己申告している方は、下の計算で行ってください。

年間所得金額の計算	①前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の年間所得金額（23ページ参照） （前年中の所得税確定申告書控の所得金額）
	②前年1月2日以後に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月から所得金額でもって計算する収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」（12～13ページ）の例にならってください。



あなたの申込み家族の月収額が次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。この収入基準にあてはまらないときは申し込むことができません。

申込み家族の計算後の月収額	
注意事項	158,000円以下の方 ※7ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が158,000円を超え、259,000円以下の方でも申し込むことができます。

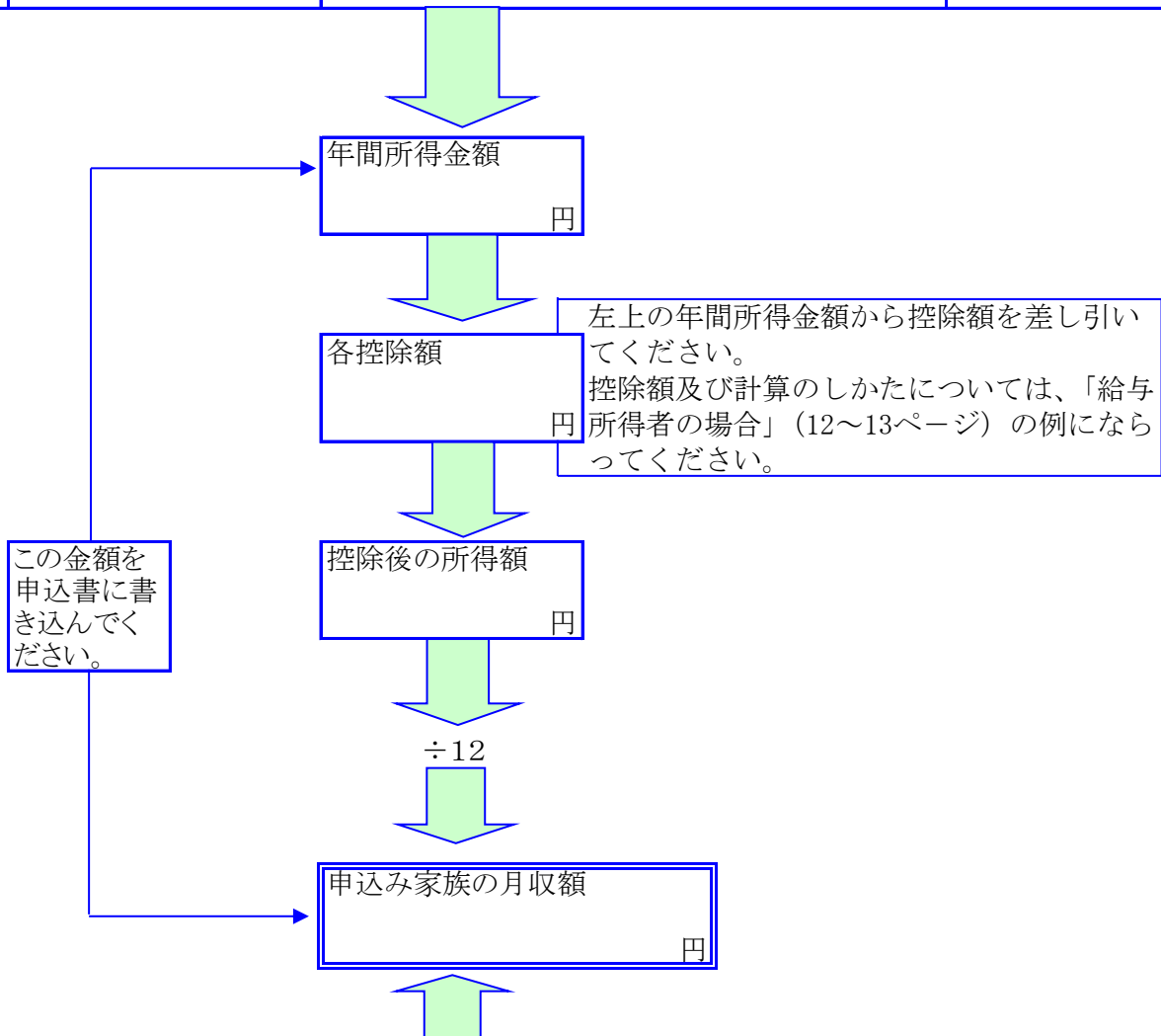


# 月収額の計算のしかた（その3）

## その他の所得者の場合は

このページで月収額を計算してみましょう。

年間所得金額の計算	開業等の時期	計算のしかた	注意事項
	①前年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額（23ページ参照） （前年分の所得税確定申告書控の所得金額） 所得金額＝年間総収入金額－必要経費	申込受付時に所得金額の認定が明確にできないときは入居をお断りすることがあります。
	②前年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月から所得金額でもって計算する（収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」（12～13ページ）の例にならってください。）	



あなたの申込み家族の月収額が次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。この収入基準にあてはまらないときは申し込むことができません。

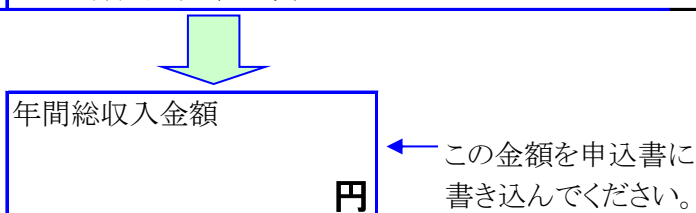
申込み家族の計算後の月収額	
注意事項	158,000円以下の方 ※7ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が158,000円を超え、259,000円以下の方でも申し込むことができます。

## 月収額の計算のしかた（その4）

### 年金所得者の場合は

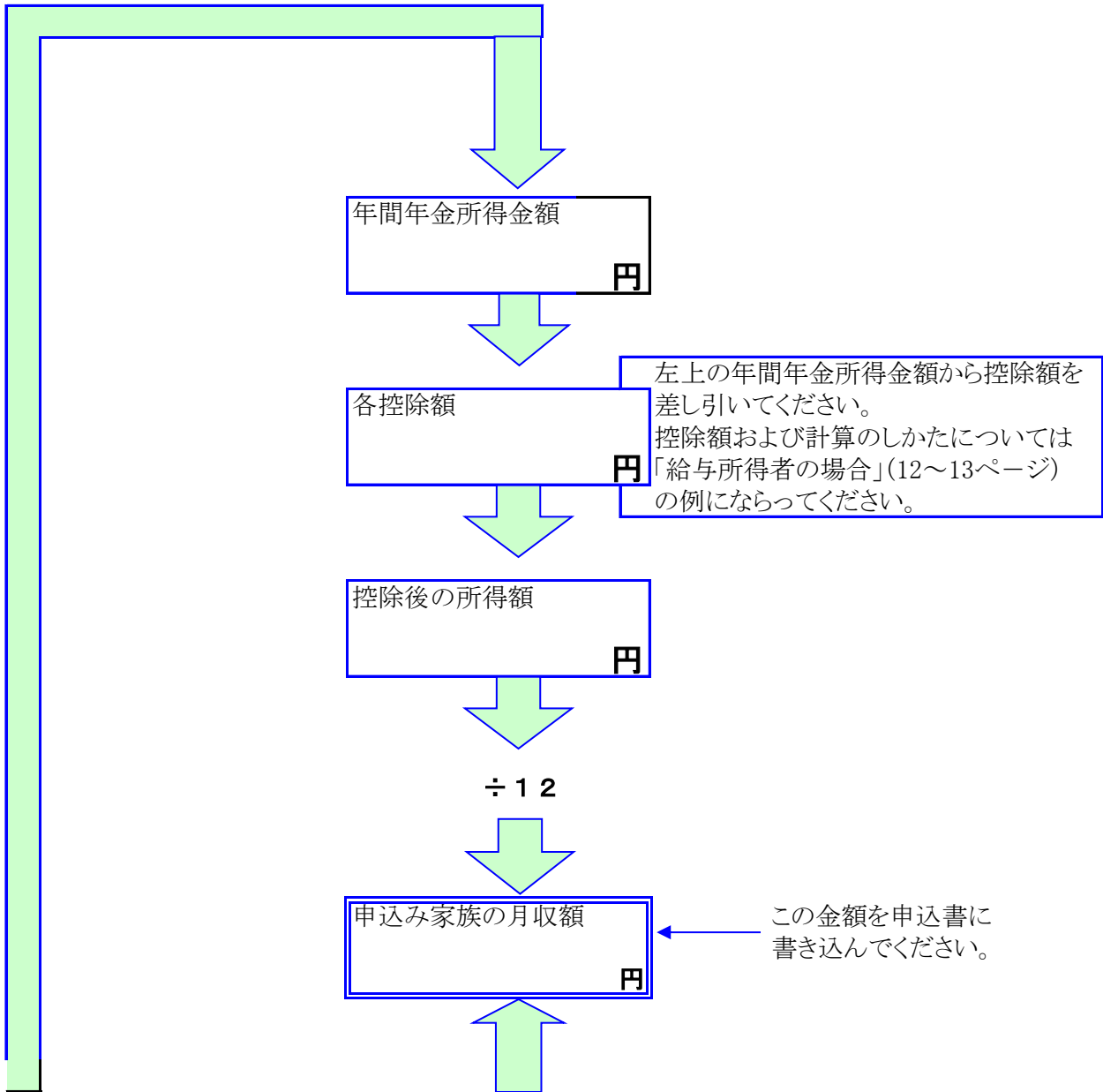
このページで月収額を計算してみましょう。

年間 総 収 入 の 計 算	①引続き1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額。 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合はその合計支払年金額)
	②年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額。 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合はその合計支払年金額)



年間総収入金額から  
年間年金所得金額を  
計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	
65歳以上	110万円以下	年間年金所得 = 0	
	110万円を超え～330万円未満	$(A) - 110$ 万円	～-10万円※
	330万円以上～410万円未満	$(A) \times 0.75 - 27$ 万5千円	～-10万円
	410万円以上～770万円未満	$(A) \times 0.85 - 68$ 万5千円	
	770万円以上～1,000万円未満	$(A) \times 0.95 - 145$ 万5千円	
65歳未満	60万円以下	年間年金所得 = 0	
	60万円を超え～130万円未満	$(A) - 60$ 万円	～-10万円※
	130万円以上～410万円未満	$(A) \times 0.75 - 27$ 万5千円	～-10万円
	410万円以上～770万円未満	$(A) \times 0.85 - 68$ 万5千円	
	770万円以上～1,000万円未満	$(A) \times 0.95 - 145$ 万5千円	



あなたの申込み家族の月収額が次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。この収入基準にあてはまらないときは申し込むことができません。

申込み家族の計算後の月額額	
注意事項	158,000円以下の方 ※7ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が158,000円を超え、259,000円以下の方でも申し込むことができます。

## 7. 月収計算例（その1）

### 給与所得者が2人の場合は

1. 家族構成
  - ・本人(50歳)年間総収入金額 3,550,000円(会社員)
  - ・妻(45歳)無職
  - ・長女(25歳)年間総収入金額 1,380,000円(会社員)
  - ・長男(16歳)高校生

2. 計算方法 (注)年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。
  - ①本人の年間所得金額  $3,550,000円 \div 4,000 = 887.5円$  (1円未満切捨て)
  $887円 \times 4,000 \times 0.7 - 80,000円 - 100,000円 = 2,303,600円$
  - ②長女の年間総所得金額  $1,380,000円 - 550,000円 - 100,000円 = 730,000円$

年間総収入金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額		
551,000円未満	年間給与所得金額=0		
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円		-10万円※ (長女)
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円		-10万円 (本人)
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円		
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円		
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円		
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答え	$A \times 0.6 + 100,000円 = \text{年間給与所得}$	
1,800,000円以上 3,600,000円未満	の1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、	$A \times 0.7 - 80,000円 = \text{年間給与所得}$	
3,600,000円以上 6,600,000円未満	出た額を右のAにあてはめてください。	$A \times 0.8 - 440,000円 = \text{年間給与所得}$	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000円 = \text{年間給与所得}$		
8,500,000円以上	年間総収入金額 $- 1,950,000円 = \text{年間給与所得}$		

#### ③申込み家族の月収額

$$\frac{\text{本人の年間給与所得金額} + \text{長女の年間給与所得金額} - (\text{当該控除額} \times \text{人数})}{12} = \text{申込み家族の月収額}$$

$$\frac{(2,303,600円 + 730,000円) - (38万円 \times 3人 + 25万円 \times 1人)}{12} = 136,966円 (1円未満切り捨て)$$

#### 控除額

	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族]			
①同居及び扶養親族控除	38万円	$\times$	3人	= 114万円 (妻・長女・長男)
②寡婦(夫)控除	27万円	$\times$	人	= 万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
③ひとり親控除	35万円	$\times$	人	= 万円 (計算後の所得が35万円未満のときは、その額)
④老人控除対象配偶者控除				
⑤老人扶養控除	10万円	$\times$	人	= 万円
⑥扶養親族控除	25万円	$\times$	1人	= 25万円 (長男)
⑦障がい者控除	27万円	$\times$	人	= 万円
⑧特別障がい者控除	40万円	$\times$	人	= 万円

## 月収計算例（その2）

### 営業所得者と給与所得者がいる場合は

1. 家族構成
- ・本人(50歳)年間所得金額 3,000,000円(自営業)
  - ・妻(45歳)年間総収入金額 990,000円(パート)
  - ・長男(17歳)高校生
  - ・次女(12歳)小学生
  - ・長女(14歳)中学生

2. 計算方法 (注)年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

- ①本人の年間所得金額 3,000,000円  
 ②妻の年間総所得金額 990,000円 - 550,000円 - 100,000円 = 340,000円

年間総収入金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
551,000円未満	年間給与所得金額=0	
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円	-10万円※ (妻)
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円	-10万円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答え A×0.6+100,000円=年間給与所得	
1,800,000円以上 3,600,000円未満	の1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、 A×0.7-80,000円=年間給与所得	
3,600,000円以上 6,600,000円未満	出た額を右のAにあてはめてください。 A×0.8-440,000円=年間給与所得	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,100,000円=年間給与所得	
8,500,000円以上	年間総収入金額-1,950,000円=年間給与所得	

### ③申込み家族の月収額

(本人の年間所得金額+妻の年間給与所得金額) - (当該控除額×人数)

$$\frac{(3,000,000円 + 340,000円) - (38万円 \times 4人 + 25万円 \times 1人)}{12} = \text{申込み家族の月収額}$$

$$= 130,833円 (1円未満切り捨て)$$

### 控除額

①同居及び扶養親族控除	[人居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族]	
	38万円 × 4人 = 152万円	(妻・長男・長女・次女)
②寡婦(夫)控除	27万円 × 1人 = 27万円	(計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
③ひとり親控除	35万円 × 1人 = 35万円	(計算後の所得が35万円未満のときは、その額)
④老人控除対象配偶者控除		
⑤老人扶養控除	10万円 × 1人 = 10万円	
⑥扶養親族控除	25万円 × 1人 = 25万円	(長男)
⑦障がい者控除	27万円 × 1人 = 27万円	
⑧特別障がい者控除	40万円 × 1人 = 40万円	

## 月収計算例（その3）

### 年金所得者と給与所得者がいる場合は

1. 家族構成 ・本人(67歳)年間給与収入金額 1,851,000円(会社員)  
年間年金収入金額 1,400,000円(老齢年金)  
・妻(55歳)年間総収入金額 990,000円(パート)

2. 計算方法 (注)年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

- ①本人の年間給与所得金額  $1,851,000円 \div 4,000 = 462.8円 \cdot 462円$  (1円未満切捨て)  
 $462円 \times 4,000 \times 0.7 - 80,000円 - 100,000円 = 1,113,600円$   
②妻の年間総所得金額  $990,000円 - 550,000円 - 100,000円 = 340,000円$

#### 年間総収入金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額		
551,000円未満	年間給与所得金額=0		
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円	-10万円※	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円	-10万円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円		
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円		
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円		
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答え の1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、 出た額を右のAにあてはめてください。		$A \times 0.6 + 100,000円 = \text{年間給与所得}$
1,800,000円以上 3,600,000円未満			$A \times 0.7 - 80,000円 = \text{年間給与所得}$
3,600,000円以上 6,600,000円未満			$A \times 0.8 - 440,000円 = \text{年間給与所得}$
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000円 = \text{年間給与所得}$		
8,500,000円以上	年間総収入金額-1,950,000円=年間給与所得		

- ③本人の年間年金所得金額  $1,400,000円 - 1,100,000円 - 100,000円 = 200,000円$

#### 年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額		受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	
65歳以上	110万円以下	年間年金所得=0		65歳未満	60万円以下	年間年金所得=0	
	110万円を超え 330万円未満	(A)-110万円	-10万円※		60万円を超え 130万円未満	(A)-60万円	-10万円※
	330万円以上～ 410万円未満	(A) $\times 0.75 - 27万5千円$	-10万円		130万円以上 410万円未満	(A) $\times 0.75 - 27万5千円$	-10万円
	410万円以上 770万円未満	(A) $\times 0.85 - 68万5千円$			410万円以上 770万円未満	(A) $\times 0.85 - 68万5千円$	
	770万円以上 1,000万円未満	(A) $\times 0.95 - 145万5千円$			770万円以上 1,000万円未満	(A) $\times 0.95 - 145万5千円$	

#### ④申込み家族の月収額

(本人の年間給与所得金額+本人の年間年金所得金額+妻の年間給与所得金額) - (当該控除額 $\times$ 人数)

＝申込み家族の月収額

12

(1,113,600円+200,000円+340,000円) - (38万円 $\times$ 1人)

＝106,133円(1円未満切り捨て)

12

①同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円	×	1人	=	38万円	(妻)
②寡婦(夫)控除	27万円	×	人	=	万円	(計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
③ひとり親控除	35万円	×	人	=	万円	(計算後の所得が35万円未満のときは、その額)
④老人控除対象配偶者控除						
⑤老人扶養控除	10万円	×	人	=	万円	
⑥扶養親族控除	25万円	×	人	=	万円	
⑦障がい者控除	27万円	×	人	=	万円	
⑧特別障がい者控除	40万円	×	人	=	万円	

## 8. 控除額について

- ① 同居及び扶養親族控除は、市営住宅に入居しようとする方で申込本人を除く人数分を必ず控除してください。(例. 5人家族の申し込みであれば、4人分)
- ② 特別控除は、所得税法上認定された方で該当する種類の控除を必ず控除してください。

控除の種類	範囲	控除額 (1人につき、年間)
① 同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(申込者本人を除く及び遠隔地扶養家族)	38万円
特別控除	② 寡婦(夫)控除	最高27万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
	ひとり親控除	最高35万円 (計算後の所得が35万円未満のときは、その額)
	老人控除対象配偶者控除	10万円
	老人扶養控除	
	扶養親族控除	25万円
障がい者控除	障がい者控除	27万円
	特別障がい者控除	40万円

特別障がい者  
控除

- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方
- ・知的障がい者更正相談所等により重度の知的障がいと判定された方
- ・精神障がい者保険福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方

40万円

※控除額を誤って計算されますと収入基準に合わない場合がありますのでご注意ください。



# 9. 源泉徴収票及び所得税確定申告書の見方

## 源泉徴収票の見方

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	富田林市常盤町1番		(受給者番号)						
				(役職名)						
				氏名	(フリガナ) トミ タ タ ロウ			富田 太郎		
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源 泉 徴 収 税 額						
	内 千 円 3,348,000	千 円 2,163,600	千 円	内 千 円						
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有	従有	老人	特定	老人	その他	人	特別	その他		
		千 円	人 従人	内 人 従人	人 従人	人	内 人	人 人		
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
内 千 円		千 円	千 円		千 円					
一部省略										
受給者 交付用										
	支払者									
	住所(居所)又は所在地 氏名又は名称									

この金額を記入してください。

## 所得税確定申告書の見方

令和5年分 所得税の 申告書B

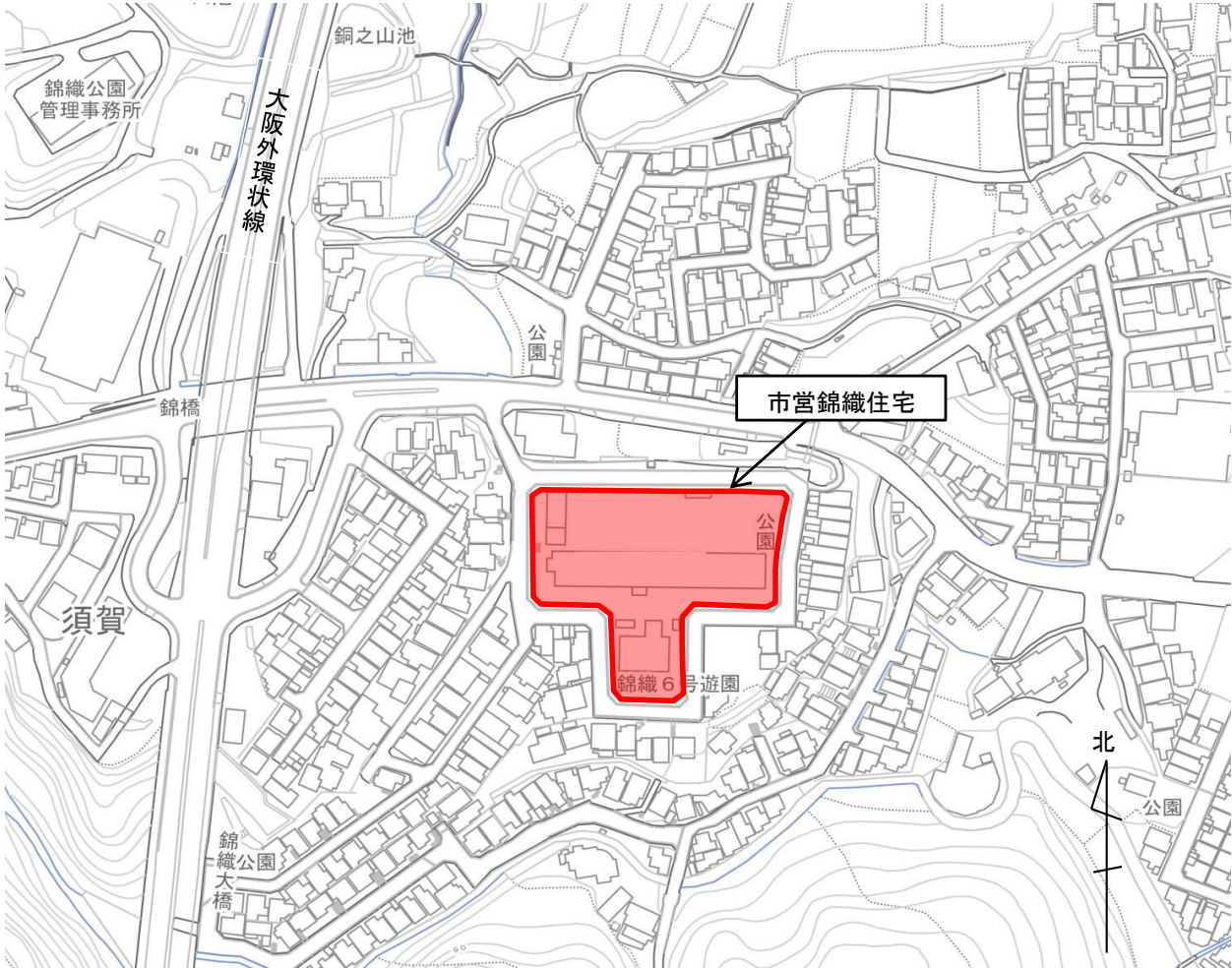
所得 金 額	事業	営業等	①	□	□	□	□	□	□
		農業	②	□	□	□	□	□	□
		不動産	③	□	□	□	□	□	□
		利子	④	□	□	□	□	□	□
		配当	⑤	□	□	□	□	□	□
		給与	⑥	□	□	□	□	□	□
		雑	⑦	□	□	□	□	□	□
		総合譲渡・一時 ⑦+[(③+④)×½]	⑧	□	□	□	□	□	□
		合計	⑨	□	2	3	0	0	0

この金額を記入してください。

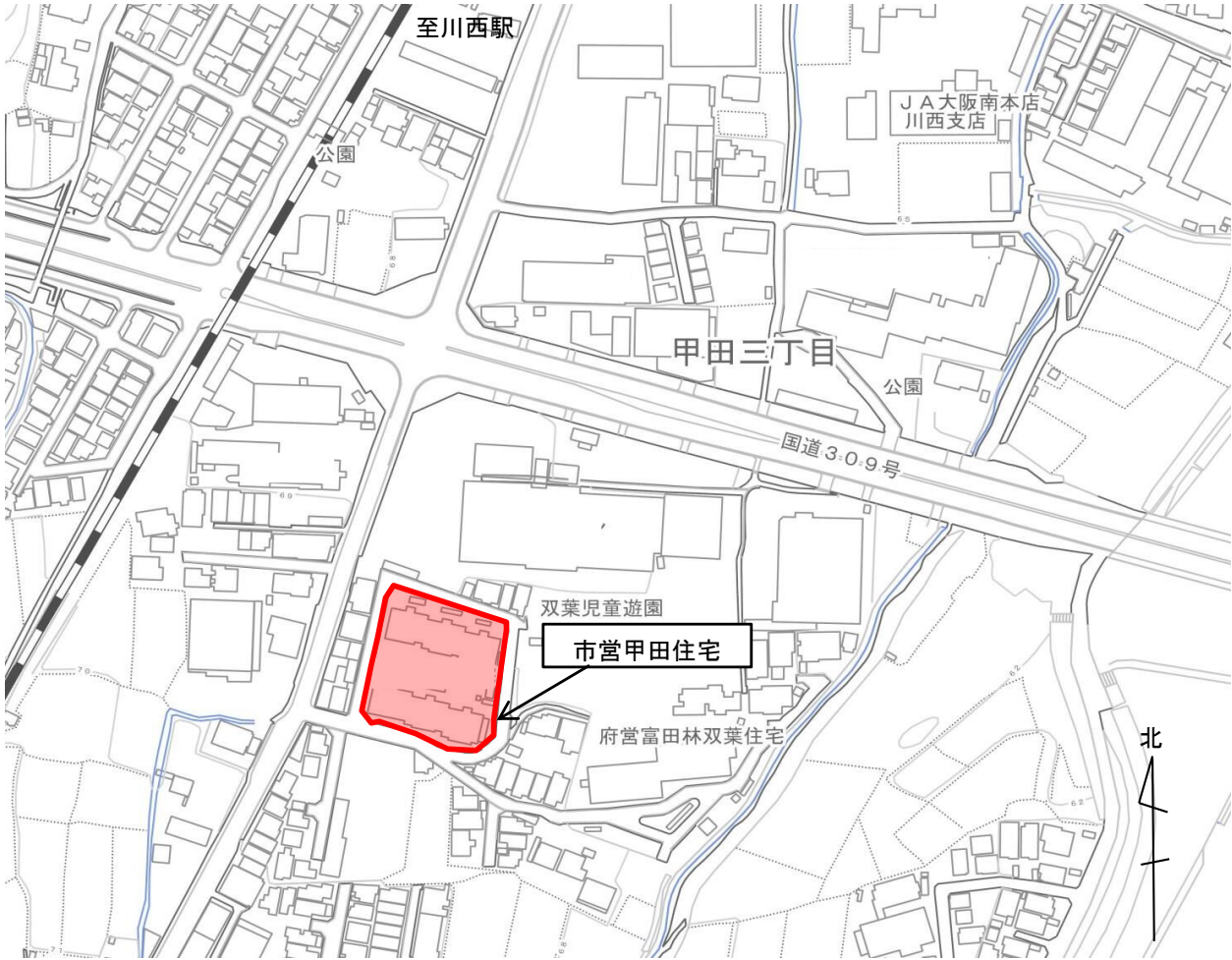
(注)上記の表を参考にされる方は、前年1月1日以前から引続き勤務しているか、事業をしている方のみです。

# 10. 市営住宅の位置図

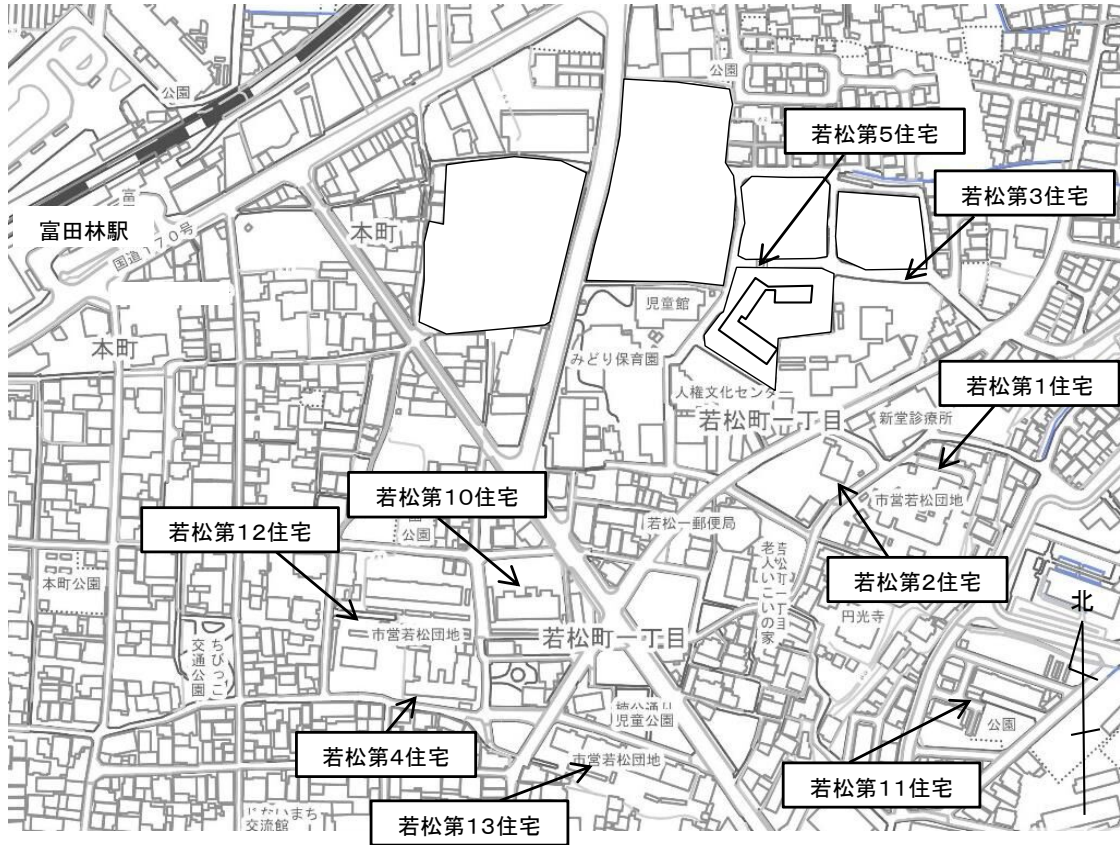
## 錦織住宅 位置図



# 甲田住宅 位置図



# 市営若松団地

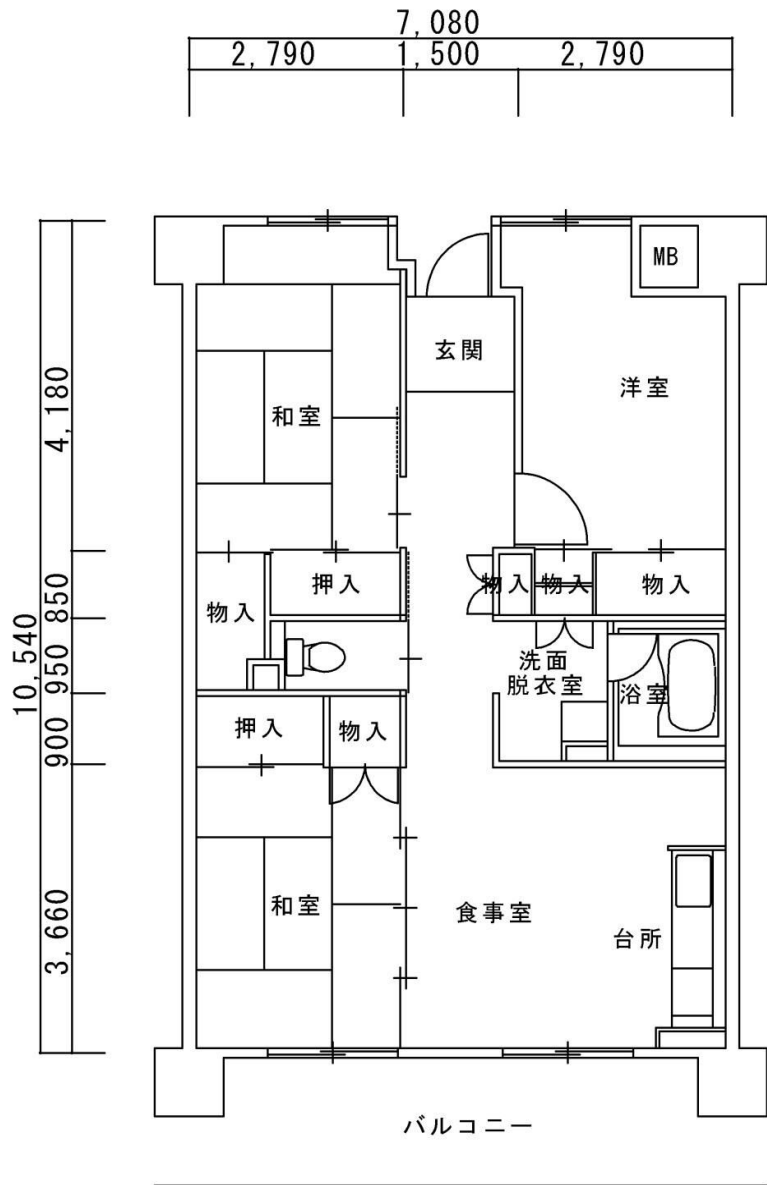


# 市営住宅の間取り例

申込区分 01

錦織住宅 3DK 1棟208号

- ◆設備関係
- ・浴室あり
  - ・浴槽あり
  - ・開き戸(玄関ドア)



# 市営住宅の間取り例

申込区分 02

甲田住宅 3DK 2棟306号

- ◆設備関係
- ・浴室あり
  - ・浴槽なし
  - ・開き戸(玄関ドア)

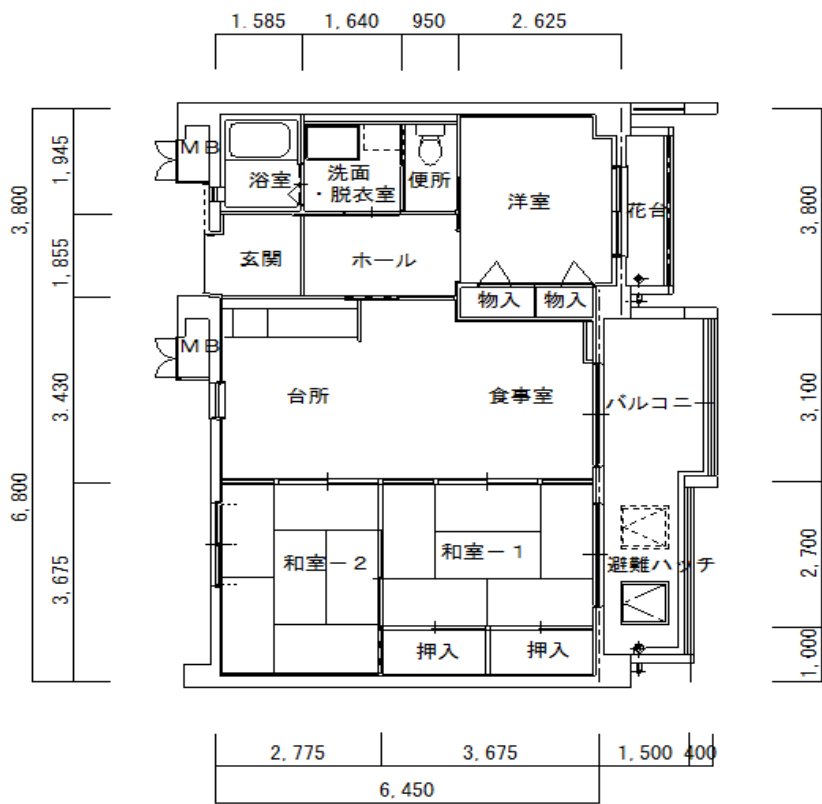


# 市営住宅の間取り例

申込区分 03

若松第1住宅 3DK 206号

- ◆設備関係
- ・浴室あり
  - ・浴槽あり
  - ・引き戸(玄関ドア)

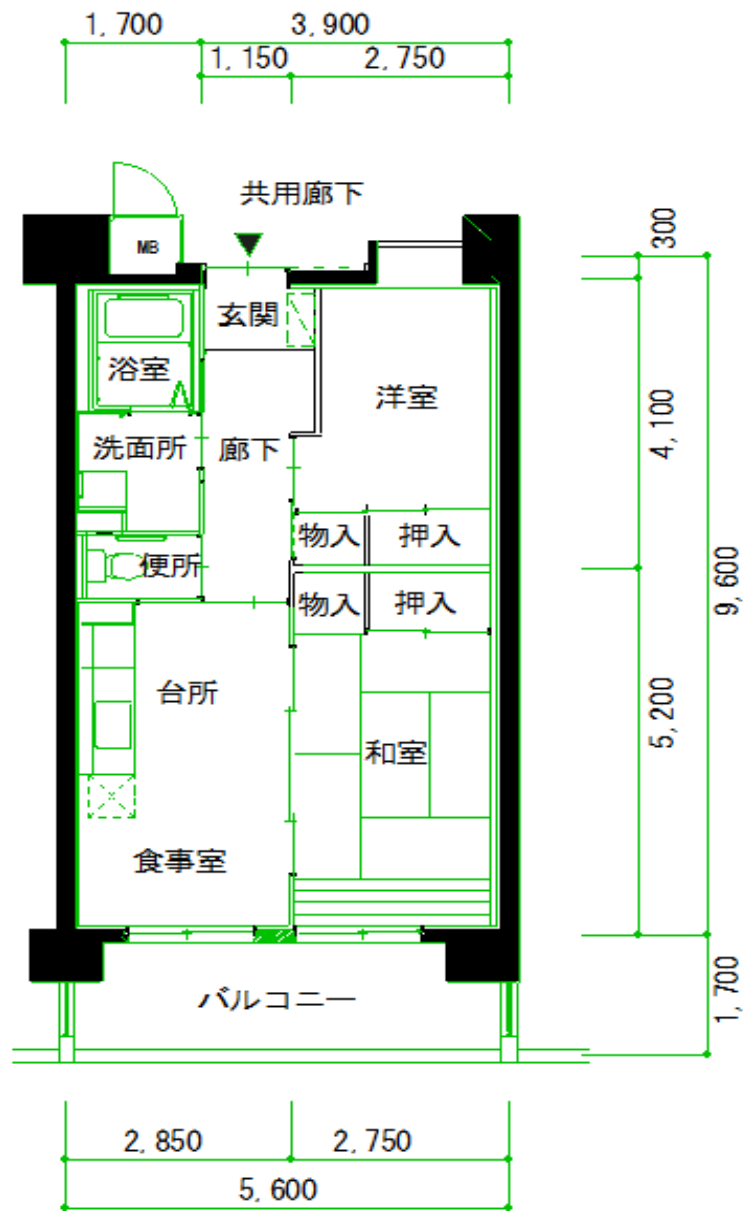


# 市営住宅の間取り例

申込区分 04

若松第3住宅 2DK 410号

- ◆設備関係
  - ・浴室あり
  - ・浴槽あり
  - ・引き戸(玄関ドア)



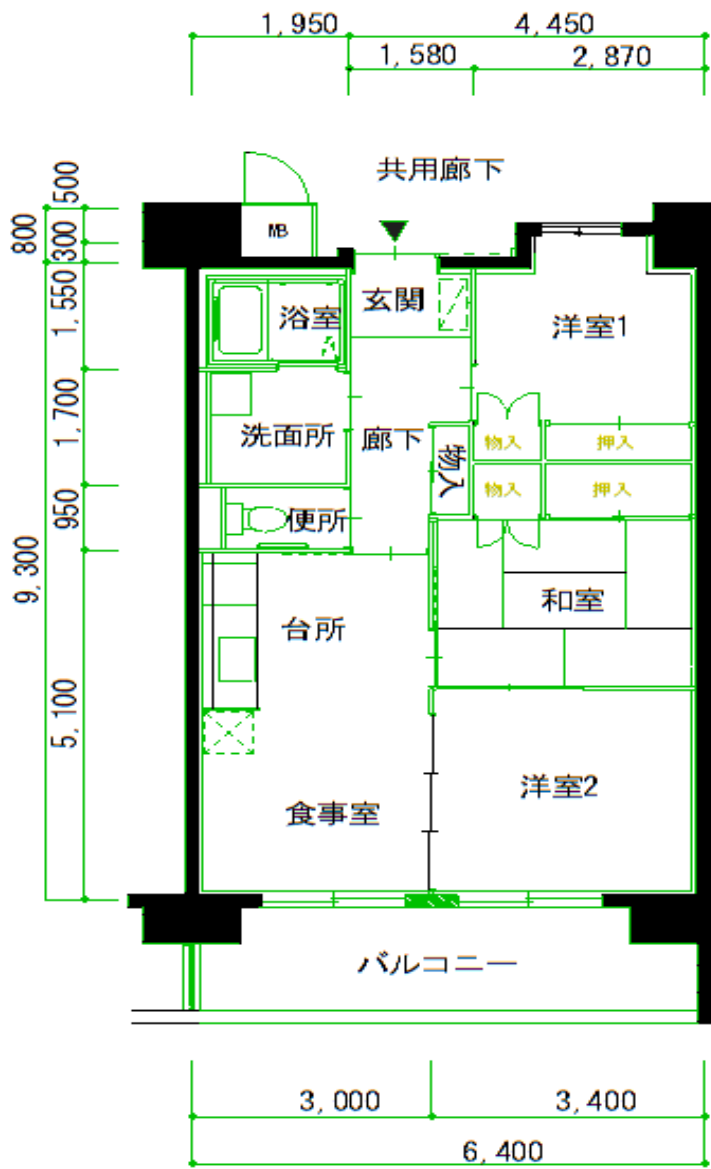


# 市営住宅の間取り例

申込区分 05

若松第3住宅 3DK 604号

- ◆設備関係
  - ・浴室あり
  - ・浴槽あり
  - ・引き戸(玄関ドア)

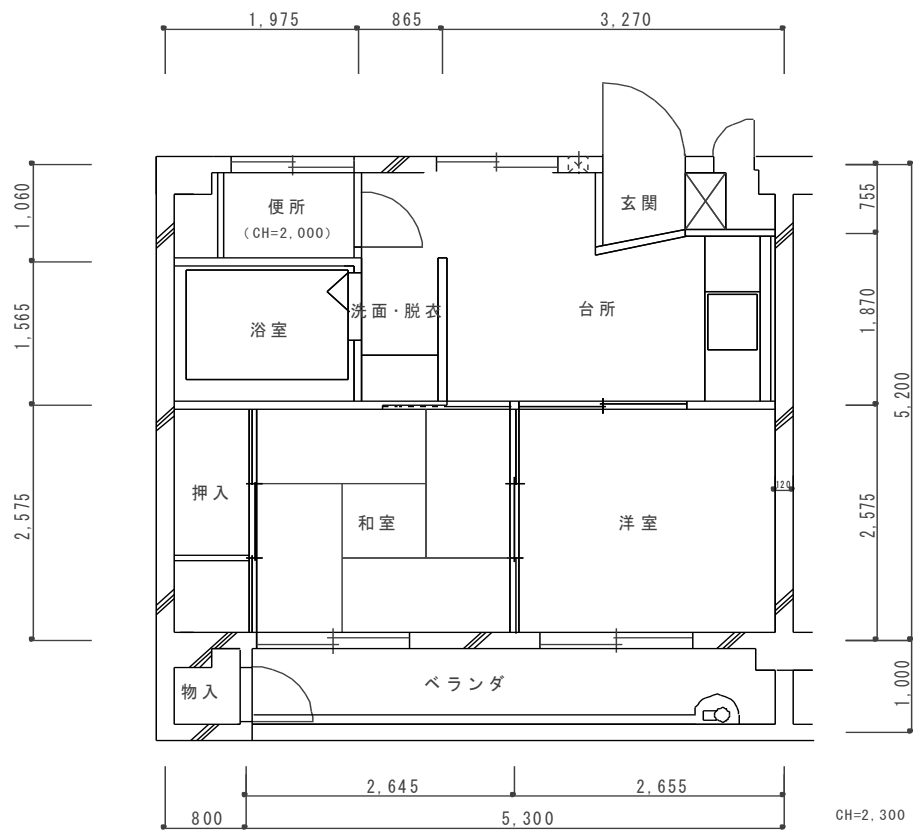


# 市営住宅の間取り例

申込区分 06

若松第4住宅 2DK 210号

- ◆設備関係
  - ・浴室あり
  - ・浴槽あり
  - ・開き戸(玄関ドア)

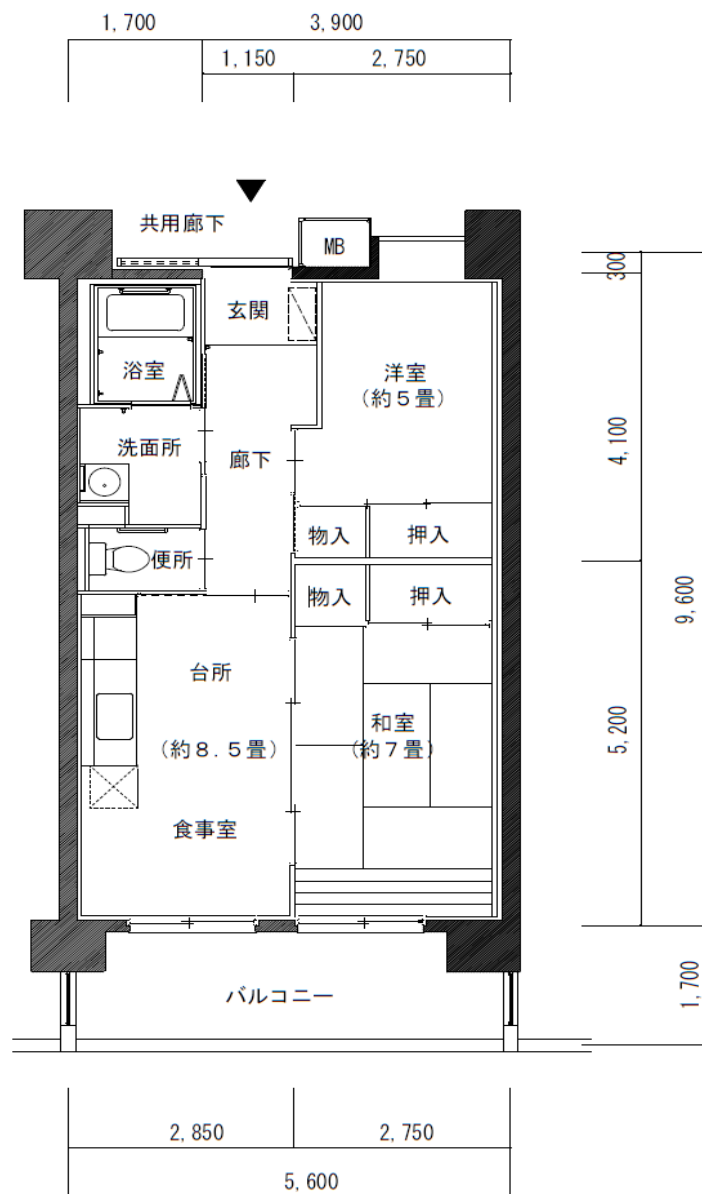


# 市営住宅の間取り例

申込区分 07

若松第5住宅 2DK 101号

- ◆設備関係
- ・浴室あり
  - ・浴槽あり
  - ・引き戸(玄関ドア)

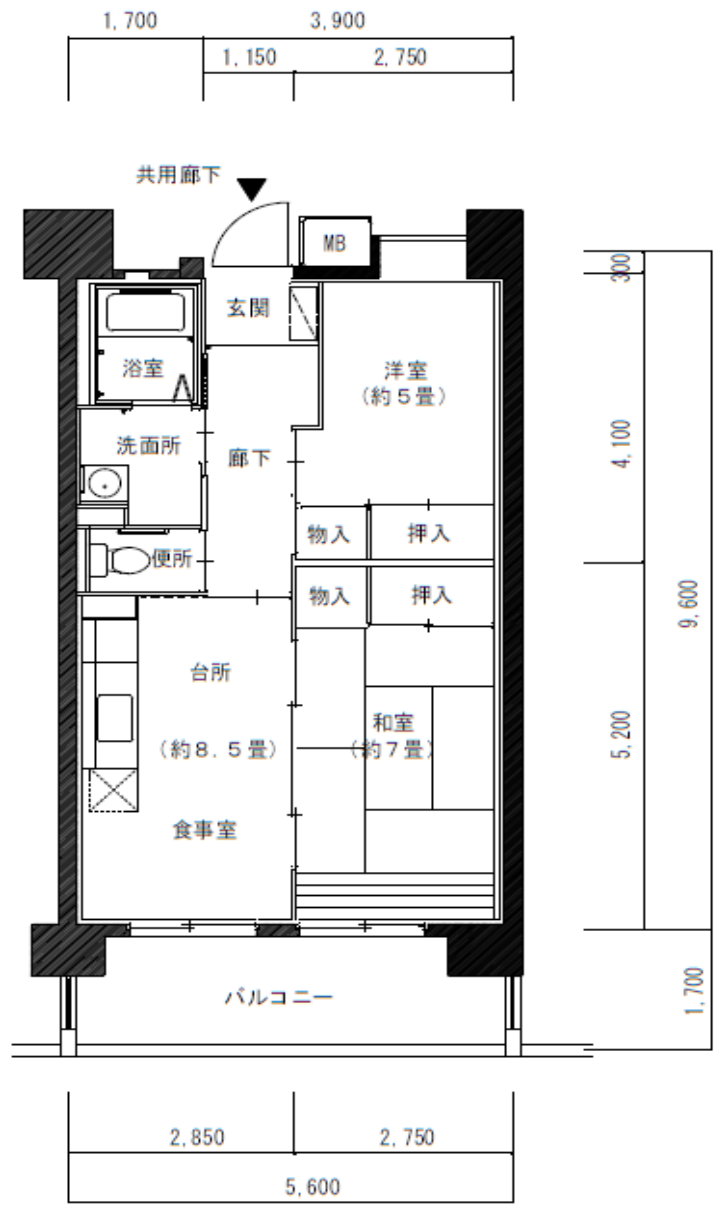


# 市営住宅の間取り例

申込区分 08

若松第5住宅 2DK 1010号

- ◆設備関係
- ・浴室あり
  - ・浴槽あり
  - ・開き戸(玄関ドア)

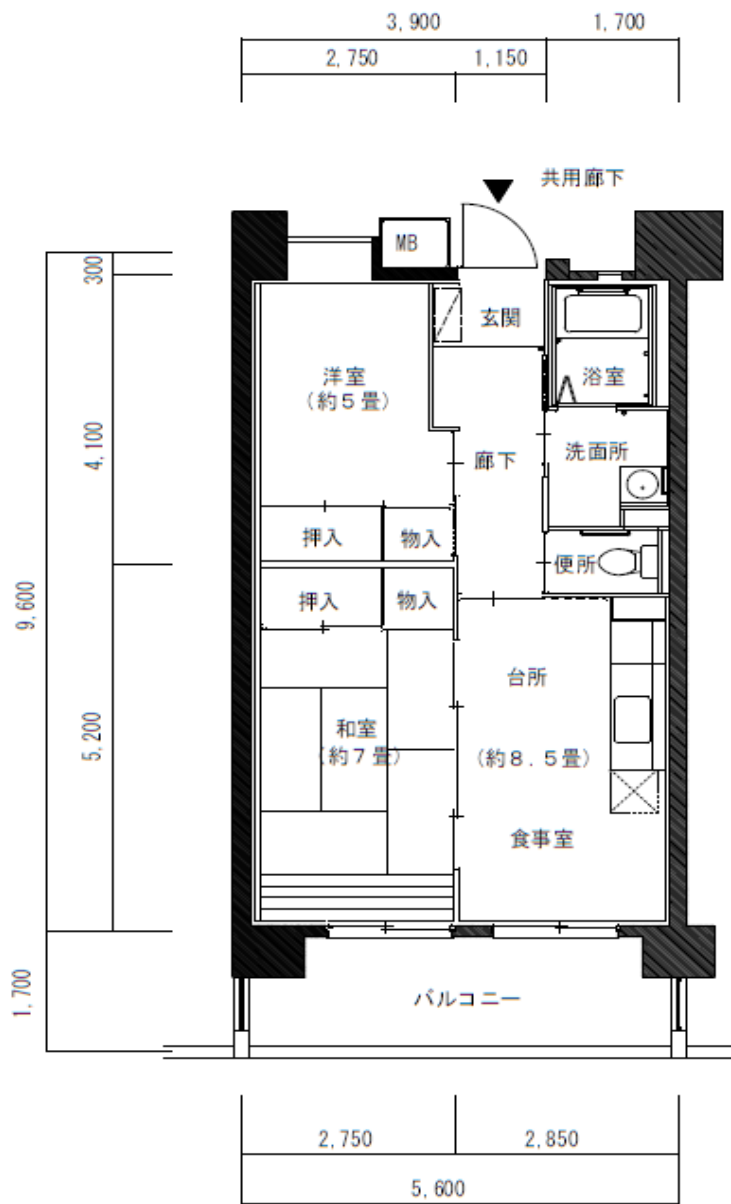


# 市営住宅の間取り例

申込区分 09

若松第5住宅 2DK 309号

- ◆設備関係
- ・浴室あり
  - ・浴槽あり
  - ・開き戸(玄関ドア)

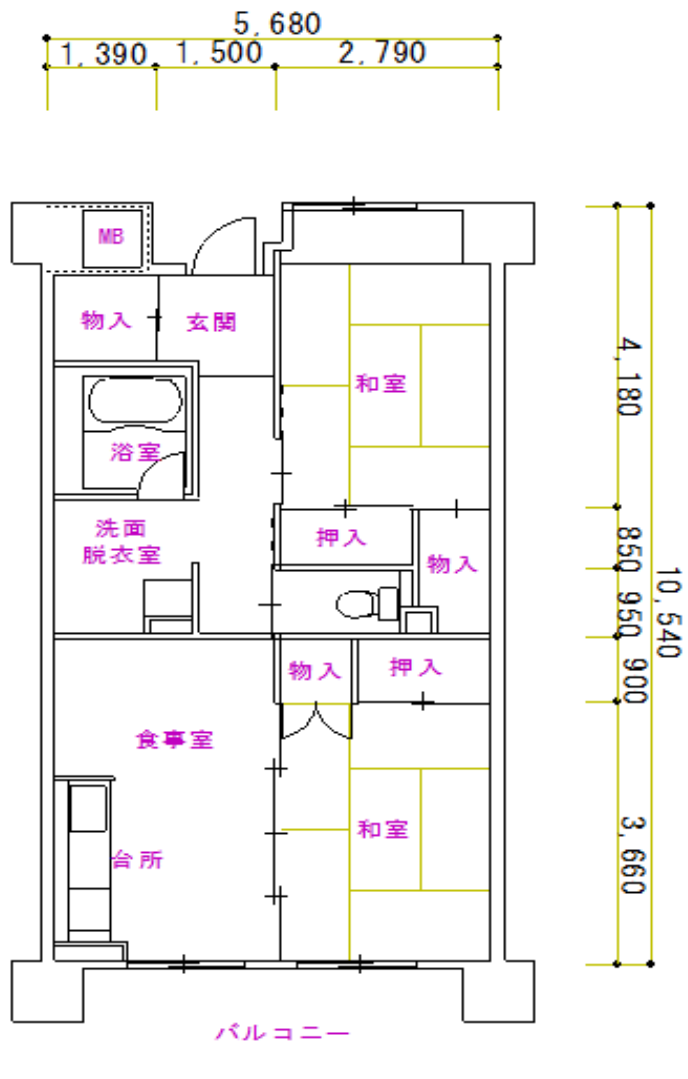


# 市営住宅の間取り例

申込区分 10

錦織住宅 2DK 1棟606号

- ◆設備関係
- ・浴室あり
- ・浴槽あり
- ・開き戸(玄関ドア)

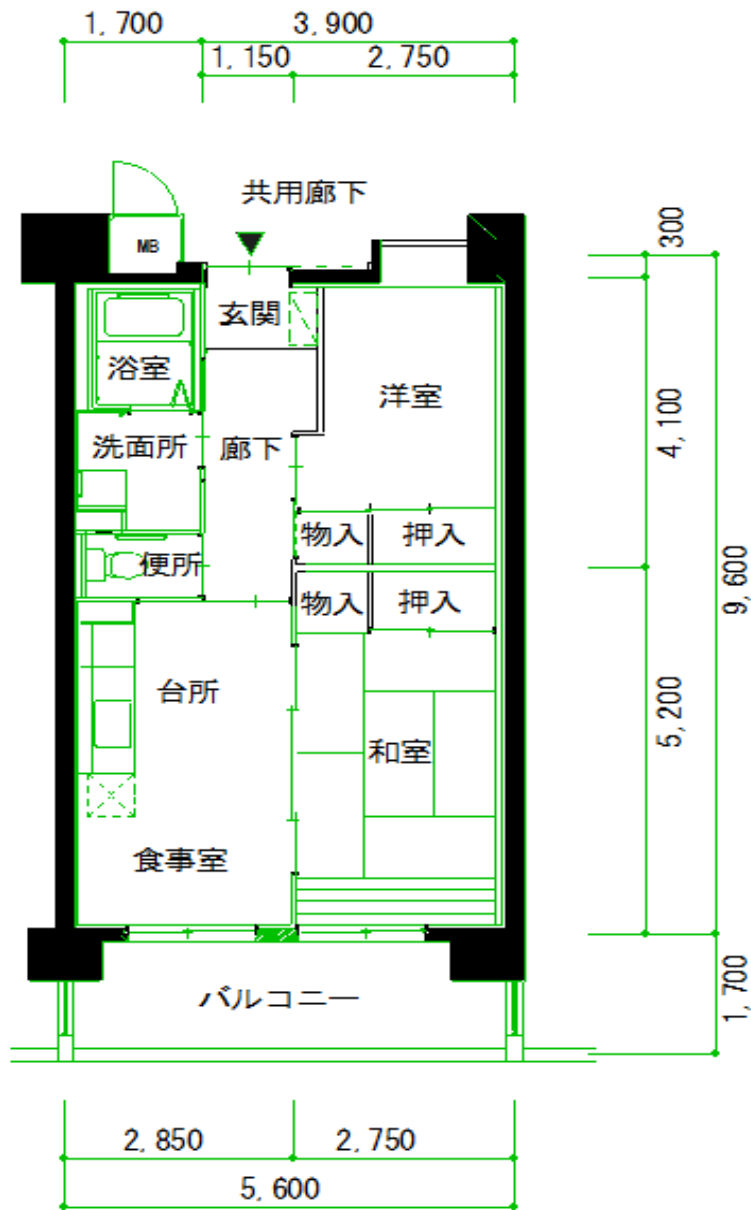


# 市営住宅の間取り例

申込区分 11

若松第3住宅 2DK 511号

- ◆設備関係
- ・浴室あり
  - ・浴槽あり
  - ・引き戸(玄関ドア)



## 1 1. 応募割れ住宅の募集について

令和6年度・第1回（4月）市営住宅空家入居者募集の抽選の結果、応募割れになった住宅については、下記のとおり募集を行います。

### ◆募集住宅

詳細については、市営住宅管理センターウェブサイトなどでお知らせします。（募集を行う場合のみ）

### ◆申込期間

#### ①応募割れ住宅の受付（抽選）

令和6年5月17日（金）～令和6年5月24日（金）

平日午前9時～午後5時30分（土曜日・日曜日・祝日は除く）

- ・上記期間に受け付けた申込みについて、下記のとおり公開抽選会を行います。

（公開抽選会）

令和6年5月下旬、富田林市内で実施予定

日時、場所などの詳細は申込者にお知らせします。

#### ②先着順申込受付

令和6年6月3日（月）～

平日午前9時～午後5時30分（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除く）

- ・上記①の期間内に申込みがなかった住宅について、先着順で募集を行います。
- ・受付時に複数の方が集まった場合は、抽選で申込順位を決定します。

### ◆申込場所

富田林市営住宅管理センター（指定管理者：日本管財株式会社）

住 所：〒584-0024 富田林市若松町一丁目3番22-103号

電話番号：0721-26-8507

※市営住宅管理センター等案内図については、40ページをご覧ください。

### ◆申込方法

上記申込場所で、直接申込となります。なお、郵送や電話での申込みは受付を行いませんので、ご了承ください。

### ※注意事項

- ・当選者の方はお申込みいただくことができません。
- ・補欠登録者の方は補欠を辞退していただく場合はお申込みいただくことができます。
- ・申込みから入居まで書類審査等に約3ヵ月かかります。
- ・応募割れになった住宅がなかった場合は、募集は行いません。



## 12. 注意事項

①婚約者との申込みの場合は、原則として入居期日までに結婚している必要があります。

(婚姻届受理証明書などで確認します。)

募集期間末日現在において、妊娠されている方の胎児は人数に含みません。

②当選後、住所・勤務先等に変更があった場合は速やかに連絡して下さい。

③富田林市においては、市営住宅の募集に際して、入居者の健康で文化的な住生活の必要不可欠な住環境を確保するため入居者数と部屋の面積について、一定の基準(国土交通省が定める最低居住水準)を設けております。

今回募集する錦織住宅3DK(申込区分01)は69.5㎡大人5人、甲田住宅3DK(申込区分02)は61.3㎡大人5人、若松第1住宅3DK(申込区分03)は69.7㎡大人5人、若松第3住宅2DK(申込区分04・11)は52.0㎡大人4人、若松第3住宅3DK(申込区分05)は59.5㎡大人4人、若松第4住宅2DK(申込区分06)は32.5㎡大人2人、若松第5住宅2DK(申込区分07・08・09)は52.8㎡大人4人、錦織住宅2DK(申込区分10)は55.3㎡大人4人が基準です。

3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定します。詳しくは、市営住宅管理センターへお問い合わせください。

### 13. 市営住宅管理センター等案内図

